

## 競争入札公告

一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第148条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月5日

福井県立病院長 橋爪 泰夫

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品および特定役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量  
福井県立病院 臨床検査業務委託（その3） 一式
- (2) 調達物品等の仕様等  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 委託期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所  
福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る）有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) この入札に係る業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

### 3 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

- (2) 入札説明書等の交付期間

平成30年3月5日(月)から平成30年3月9日(金)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで

### 4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

平成30年3月5日(月)から平成30年3月9日(金)16時まで(休日を除く)

- (2) 申請書等の提出方法

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

<提出先>

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

- (3) 資格の確認の通知

資格の確認は、書面により通知する。

### 5 入札書の提出方法および開札日時

- (1) 開札日時

平成30年3月26日(月)10時40分

- (2) 開札場所

福井県立病院 中会議室

- (3) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書および入札書明細を、入札の日時に、入札の場所へ、持参して提出すること。なお、郵送、電報または伝送による入札書の提出は認めない。

### 6 入札書に記載する金額

入札書の記載にあたっては、それぞれの検査項目ごとの入札金額(単価)(税抜。円未満の端数は認めない。)および見込総額(各入札金額(単価)にそれぞれの年間予定件数を乗じて得た額の合計金額)を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

## 7 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札をした者のうち、見込総額（各入札金額（単価）にそれぞれの年間予定件数を乗じて得た額の合計金額）が最も低い価格を提示した業者を落札業者とする。  
ただし、検査項目ごとに設定する予定価格（単価）を上回る単価を提示した項目については、当該項目を落札対象とはせず、別途随意契約を行うこととする。  
随意契約に応じない場合は、当該業者は落札者としての資格を失い、次順位者を落札者とすることがある。
- (2) この入札の落札決定の効果は、平成30年度予算発効時において生じる。

## 8 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

## 9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金  
福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効  
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置  
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。  
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。